

国立大学法人上越教育大学と独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家との連携・協力に関する協定書

国立大学法人上越教育大学（以下「大学」という。）と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家（以下「自然の家」という。）は、これまで培ってきた信頼関係と連携・協力の実績を基盤に、より一層、緊密かつ組織的な連携・協力体制の充実を図り、自然の中での活動等を通じた社会貢献及び教育研究の発展に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 大学と自然の家は、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 共同事業の実施及び研究開発に関すること。
- (2) 相互が実施する事業への協力及び支援に関すること。
- (3) その他大学及び自然の家が必要と認めた事項に関すること。

（専門部会等の設置）

第2条 大学及び自然の家は、前条に掲げる連携・協力事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて専門部会等を設置するものとする。

（協議）

第3条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、大学及び自然の家が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、大学又は自然の家から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、大学と自然の家が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年2月15日

国立大学法人
上越教育大学長

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家所長

渡邊



三上

